

相 談 窓 口

市民相談

- 専門相談(予約制、祝日・年末年始を除く)**
- ・法律相談(弁護士)月曜日 9:00~12:00/13:00~16:00
火曜日 9:00~12:00
木曜日 13:00~16:00
第2金曜日 13:00~16:00
 - ・女性法律相談(女性弁護士)……第1・第3火曜日 13:00~16:00
 - ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー)……第2・第4火曜日 13:30~16:00
 - ・公正証書・遺言相談(公証人)……第3水曜日 13:30~16:00
 - ・登記相談(司法書士)……第2・第3水曜日 13:30~16:00
 - ・税務相談(税理士)……第2・第3金曜日 13:30~16:00
 - ・労務年金相談(社会保険労務士)……第2・第4火曜日 13:30~16:00
 - ・不動産相談(宅地建物取引士)……第2・第4水曜日 13:30~16:00
 - ・不動産相談(不動産鑑定士)……第3金曜日 9:30~12:00
 - ・中高層建築物等相談(弁護士)……木曜日 9:00~12:00
 - ・交通事故相談(弁護士)……木曜日 9:00~12:00
 - ・許可申請書等作成相談(行政書士)……第3水曜日 13:30~16:00
 - ・外国人諸手続き相談(行政書士)……第3水曜日 13:30~16:00
 - ・多重債務相談(弁護士)……第4金曜日 13:00~16:00
 - ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士)……第4木曜日 9:30~12:00

- 消費生活相談(消費生活相談員)**
- 開庁日の9:30~12:00/13:00~16:00
場消費生活センター(本庁舎1階) ☎048-258-1241
(土・日曜、祝日の10:00~12:00/13:00~16:00は国民生活センター
消費者ホットライン ☎188 いやや)

特設相談

- 人権相談(人権擁護委員)**
5/9(水)13:00~15:00 本庁舎1階市民相談コーナー
- 「人権擁護委員の日」特設相談**
6/1(木)10:00~15:00 第二庁舎地下会議室
- 行政相談(行政相談委員)**
5/2(水)13:00~15:30 本庁舎1階市民相談コーナー
6/6(水) 9:30~11:30 中央図書館入口前
- 法律相談(弁護士)**
5/17(水)9:00~12:00 芝支所(予約制)
申問市民相談室 ☎048-259-9037・9038

子ども家庭・教育相談

- 家庭児童相談室(子育て相談課内)** 子育てに関する悩み全般
日月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
(家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)
☎048-259-9005・048-257-3330
- 発達相談窓口(子育て相談課内)** 発達が気になる、遅いなど
日月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
☎048-259-9048
- 子ども家庭相談室** 育児相談・子どものしつけなど
土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30~16:30
場南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848
芝子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675
戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300
- 児童虐待の相談**
「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたら、ご自身が出産や子育てに悩んだときは相談してください。
- ・家庭児童相談室(子育て相談課内)
☎048-259-9005・048-257-3330
日月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
(上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)
(児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)
 - ・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
日月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応
- 子ども教育相談**
学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般に関わる相談
日10:00~12:00(祝日・休館日を除く)
場月曜日…戸塚支所会議室
火曜日…鳩ヶ谷庁舎1階101会議室(5/23除く)
水曜日…新郷支所小会議室
木曜日…南平文化会館練習室3号
問教育研究所 ☎048-267-1123 担当…教育相談員
- いじめ相談テレフォン**
いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談
日月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00
☎FAX048-264-1510 担当…指導課
- いじめ相談メール**
いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒、その保護者の相談
✉ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp
メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年をご記載ください。
担当…指導課

高齢者相談

- 認知症高齢者相談**
日月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
☎048-258-1476 担当…川口市認知症高齢者相談所
- 健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談**
高齢者の健康や、生きがいづくりの相談
対60歳以上の市民のかた
場市内9カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は〜とふる鳩ヶ谷)
¥無料(ただし、施設の利用料100円が必要)
日月2回程度(施設により異なりますのでお問い合わせください)
問長寿支援課 ☎048-259-7651

中小企業相談

- 川口市中小企業融資相談**
低利(年0.8~1.5%)で長期返済可能な市の制度融資に関する相談
場問経営支援課 ☎048-258-1647
- 中小企業特許・商標相談(知的財産アドバイザー)(予約制)**
日6/8(木)13:00~17:00
場本庁舎1階市民相談コーナー
問問知的財産総合支援センター埼玉 ☎048-621-7050
- 創業相談**
日月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
場問経営支援課 ☎048-258-1647
川口商工会議所 ☎048-228-2220
鳩ヶ谷商工会 ☎048-281-5555
- 埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)**
経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口
日5/11(水)・5/25(水)9:00~17:00
場川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)
問問埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248
- 発明・商標無料相談会(弁理士)(予約制)**
特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談
日5/12(金)・6/2(金)10:00~12:00/13:00~16:00
*相談は1件1時間程度
場リリア11階小会議室2号
問問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110
- 海外取引無料相談**
日5/10(水)・5/24(水)9:00~12:00
対市内中小企業や個人事業のかた
場問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110
- 起業個別相談会(中小企業診断士)(予約制・無料)**
日5/26(金)9:00~12:00 1人につき最大90分間
場川口産業振興公社(SKIPシティ7階)
問問経営支援課 ☎048-258-1647



そのほかの相談

- ボランティアに関する相談**
日火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30
日曜日 9:30~17:00
場問かわぐち市民パートナーステーション内(休館日:月曜日・祝日)
かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640
- 外国人生活相談(日本語、中国語、英語、韓国語)**
市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内
日中国語・英語…火~土曜日、韓国語…第2・4金曜日
10:00~12:00/13:00~17:00(祝日を除く)
*相談員不在時は受け付けできません。
場かわぐち市民パートナーステーション
問問協働推進課 ☎048-227-7607
- 無料建築相談(予約制)**
日場5/11(木) 14:00~16:00 鳩ヶ谷庁舎304会議室
5/25(木) 14:00~16:00 西公民館会議室2号
*1回の相談は50分程度
問問住宅政策課 ☎048-242-6326
- マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)**
分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談
日5/26(金)13:00~16:00 場西公民館会議室1号
対市内マンション管理組合など *1回の相談は50分程度
問問住宅政策課 ☎048-242-6326
- 不動産無料相談会(宅地建物取引士)**
日5/9(水)13:00~15:00 場芝公民館
問(公社)埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部 ☎048-229-4630
- 女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セクハラなど**
日第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00
フリーダイヤル ☎0120-532-317 担当…協働推進課
- 女性のための相談窓口(予約制・無料)**
日火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00
☎048-227-7605 担当…協働推進課
- 司法書士による夜間無料法律相談(予約制)**
相続・遺言・敷金返還・損害賠償・多重債務など
日5/17(水)・6/7(水)18:00~20:30
(相談者1組30分程度、1組まで)
場かわぐち市民パートナーステーション
申予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)

不用品登録

品物は無償でお譲りいただけるものに限ります。
登録期間は約3カ月です。
家庭内にある不用品を電話で市へ登録し、それを希望者に紹介します。掲載品は差し上げるかたがお持ちです。品物は当事者間での引き渡しとなります。(自転車、衣類、ベビーカーなど、一部取り扱えない品物もあります。4月7日時点での登録状況です。)
問産業労働政策課 ☎048-259-9025

ゆずってください

琴、学習机、圧力鍋、桐たんす、すべり台、バウンサ
一、掃除機、ホームベーカリー、ノートパソコン、カメラ

さしあげます

傘たて、植木鉢、カーテン、飾り棚、プリンター、鍋、ダイニングテーブルセット、パソコンデスク、ベッド、ベビーベッド、オープンレンジ